

災害時における物資の輸送等に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社三重主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊勢市域で地震、風水害、その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の輸送等を実施する必要があるときにおける甲が乙に対して行う協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項について乙に要請し、乙は、業務に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

- （1） 甲が指定する場所（避難所等）への物資の輸送等
- （2） 甲の管理する施設及び甲が指定した物資配送等拠点等への乙社員の派遣（運営指導等）
- （3） 乙が管理する施設の提供
- （4） 物資の輸送等に必要な資機材等の提供
- （5） 前号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（要請手続）

第3条 前条に規定する事項（以下「協力業務」という。）の要請は、要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請に基づき実施した協力業務が終了したときは、終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の甲の要請に基づき、乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の金額は、災害の発生直前における市場の適正な価格等を基準にして、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第6条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、災害が沈静化した後、速やかに乙に支払いを行うものとする。

（損害の負担）

第7条 甲の要請に基づく協力業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(平常時の連携)

第8条 甲及び乙は、災害時における連絡責任者、連絡先等を定め、平常時より相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲が実施する訓練等に参加し、連携の強化を図るものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 甲及び乙は、協力業務の実施にあたり、相互に災害情報を提供するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知り得た秘密情報を、第三者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、その適用がない場合は、伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の例により、これを補償するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から適用し、その効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定解除の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年10月29日

(甲) 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

(乙) 四日市市中村町字半谷2293-14
ヤマト運輸株式会社 三重主管支店
主管支店長 高木 強

